

無資格マッサージ等取り締まり 関係資料

あはき等法推進協議会

東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内

電話 03 - 3359 - 6049

(社)全日本鍼灸マッサージ師会

(社)日本鍼灸師会

(社)日本あん摩マッサージ指圧師会

(社)全国病院理学療法協会

(福)日本盲人会連合

(社)東洋療法学校協会

日本理療科教員連盟

関 係 資 料

資料 1	無資格者等の取締り等について	平成 1 5 年 2 月 2 8 日 全国医政関係主管課長会議資料(医事課分)	1 頁
資料 2	免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて	昭和 3 9 年 1 1 月 1 8 日 医発 1379 号 各都道府県知事あて 厚生省医務局長通知	2 頁
資料 3	無免許あん摩の取締等について	医事発第 2 4 2 号 昭和 3 7 年 1 2 月 2 7 日 各都道府県衛生部長あて 厚生省医務局医事課長通知	3 頁
資料 4	医業類似行為に対する取扱いについて	平成 3 年 6 月 2 8 日 医事第 5 8 号 各都道府県衛生担当部(局)長あて 厚生省健康政策局医事課長通知	5 頁
資料 5	あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに係る求人票の記載について	平成 1 4 年 1 1 月 1 9 日 各労働局職業安定課職業紹介担当官あて 厚生労働省職業安定局業務指導課職業紹介係(事務連絡)	10 頁
資料 6	無資格者によるあん摩、マッサージ及び指圧師等の行為について	医発第 1863 号 昭和 5 6 年 1 2 月 2 5 日 サウナ浴場・マッサージクラブ開設者宛 福岡県衛生部長通知	12 頁

あはき法等推進協議会

東京都新宿区四谷 3-12-17 全鍼師会会館内

電話 03 - 3359 - 6049

(社)全日本鍼灸マッサージ師会	会長	杉田久雄
(社)日本鍼灸師会	会長	相馬悦孝
(社)日本あん摩マッサージ指圧師会	会長	時任基清
(社)全国病院理学療法協会	会長	龍潭良忠
(福)日本盲人会連合	会長	笹川吉彦
(社)東洋療法学校協会	会長	後藤修司
日本理療科教員連盟	会長	緒方昭広

「無免許マッサージ等取締り関係資料」の発行について

厚生労働省から、無免許マッサージ等についてこの度2つの文書が示されました。一つは、平成15年2月、全国医政関係主管課長会議において示された文書であり、もう一つは、平成14年11月、全国職業安定主管課職業紹介関係担当補佐・係長会議における事務連絡であります。

前者は、無資格者の取り締まりに関する最高通知である「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて」の実施を都道府県知事に求めたもので、あん摩、マッサージ及び指圧を「無資格者が業として行っているとの情報が、当課に多く寄せられている」として、「免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないことについて、周知・啓発を図りたい」と指摘しています。後者の事務連絡は、ハローワークにおいて無免許マッサージ等の求人票が受理されている実態が触れ、これら違法な求人については受理しないことを求めたものです。

無資格者が医療に従事することについて文書は、「患者の生命、身体を脅かすことはもとより、国民の医療に対する信頼が損なわれかねない」との立場から、「医療関係資格者の雇用の際には、必ず免許証原本の提出を求め、これを確認するよう周知徹底」すること、「無資格者が医療に従事している事実が確認された場合は、速やかに捜査当局に通報」する等、強い姿勢が示されています。

ハワイ式マッサージを「ロミロミ」、足の裏マッサージを称して、「リフレクソロジー」と、様々なカモフラージュがなされますが、その名称の如何に関わらず、マッサージ等を無免許で行うことは違法であり、断じて許されません。

「あはき等法推進協議会」は、あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師に関する専門団体として、無資格者を一掃し、国民により良い医療を提供するために、本資料集をつくりました。関係者のご理解のもと、本冊子が大いに活用されることを期待してやみません。

(資料1)

全国医政関係主管課長会議資料(1)

平成15年2月28日(金)

於：厚生労働省

医事課

4. 無資格者等の取締り等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52頁

(1) 免許証の確認の徹底について

先月、就業を目的にカラーコピーにより偽造した看護師免許証を医療機関に提出したとして、偽造有印公文書行使の疑いで逮捕される事件が報道された。

このような犯罪が見過ごされれば、患者の生命、身体を脅かすことはもとより、国民の医療に対する信頼が損なわれかねない。

各都道府県においては、無資格者が医療に従事することとなることのないよう、医療機関、保健所等関係機関に対し、医療関係資格者の雇用の際には、必ず免許証原本の提出を求め、これを確認するよう周知徹底をお願いしたい。

また、無資格者が医療に従事している事実が確認された場合は、速やかに捜査当局に通報願いたい。

2) あん摩、マッサージ及び指圧について

あん摩、マッサージ又は指圧については、無資格者が業として行っているとの情報が、当課に多く寄せられているところである。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条により、免許を有さない者については、あん摩、マッサージ又は指圧を業とすることはできないことになっていることについて、周知・啓発を図りたい。

また、免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り扱いについては、「免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて」(昭和39年11月18日付け医発第1379号)において示しているところであり、その徹底を図りたい。

免許を受けないであん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取り締まりについて

昭和39年11月18日

医発 1379号

各都道府県知事宛

厚生省医務局長通知

免許を受けないで、あん摩、マッサージ又は指圧を業とする者の取締りについては、従来、通知したところにしたがってご配慮をわずらわしているところであり、さらに本年9月28日本職名をもって、「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の一部を改正する法律について」通知した中でも、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の職域を確保するという視点から一層意を用いられたい旨要望したところである。視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師がかねてよりこの業務における職域の確保を主張した理由の一つに免許を受けないあん摩マッサージ又は指圧を業とする者の増加があることは明らかである。今般改正されたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律（昭和22年法律第217号）によって、視覚障害者のこの業における職域確保の実現をみたが、この措置を効果あらしめるためにも、さらに左記の方針にしたがい、引き続き免許を受けないでこの業務を行うものの取締りを強化されたく、重ねて通知する。

記

1. 免許を受けないであん摩マッサージ又は指圧を業とする者がその業務を行うこと
の多い旅館等については、その地域の免許を有するあん摩マッサージ指圧師の名簿
を配布される等の方法を講じ免許を受けない者の排除について周知をはかり協力を求
めること。

2. 施術所を開設している者については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第24条の規定により届け出られた施術者の氏名を確認し、免許を受けないで業務に従事する者のないように警告するとともに、これらの者に違反行為を行わせている者であって免許を受けている者に対しては適時適当な行政処分を行うこと。もっぱら出張によって業務を行うものについてもこれに準じて行うこと。

3. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師を養成する学校又は養成所に在学する者の実習については、昭和38年1月9日本職通知「あん摩師、はり師、きゅう師、又は柔道整復師の学校又は養成所に在学している者の実習等の取り扱いについて」に示したとおり行わせるようにし、これらの者が、その限度をこえて違法行為にわたることのないように指導されたいこと。

4. 前期1ないし3とは別に免許と受けたものとは直接関係なしに免許を受けないでこれらの業を行う者については、関係業界の協力を得て、その発見につとめること。

5. 前期1ないし4によって把握された違法行為を行う者についての取締りについては、警察に協力するとともに、その告発については、昭和37年12月27日、医務局医事課長発各都道府県衛生部長宛通知「無免許あん摩の取締等について」によられたいこと。

(資料3)

医事発第242号
昭和37年12月27日

各都道府県衛生部長 殿

厚生省医務局医事課長

無免許あん摩の取締等について

無免許あん摩の取締については、かねてから御配意いただいているところであるが、各位のご努力にもかかわらず、依然として無免許行為はその跡をたたず各方面でしばしば問題化しているので、従前の諸通達にのっとりほか下記により重ねて努力されるようお願いする。

また、医業類似業者のあん摩師への転業を促進するための指定講習会の開催についても、引き続きよろしく願います。

記

1. 最近、旅館等に対する出張施術の無免許者が増加しているきざしがあるが、旅館業監督部局との連絡を密にし、違反行為の防止についての旅館業者の協力を求められたいこと。この際あん摩師業界の協力を得て、各旅館に有資格者名簿を配布し、具体的な協力を依頼されることも効果的であること。

2. 衛生当局としては、有資格者に対する行政監督をすることをもって取締りの重点とすべきであり、無資格者に違反行為を行わせている有資格者については、適時適当な行政処分をされたいこと。

3. 有資格者の関与しない無資格者の違反行為の取締りについては、関係業界の協力を得て警察の取締りに協力されたいこと。

なお、違反行為を摘発するに際しては、あらかじめ警察当局と連絡をされたいこと。

(別添告発書の形式参照)

4. 無免許あん摩の取締実績(関係行政処分を含む)であって、参考と思われる実例のあるときは、今後適時お知らせ願いたいこと。

なお、昭和37年1月以降12月末日までの行政処分の実施状況及び警察の取締り状況で判明しているものについては、昭和38年1月20日までにお知らせ願いたいこと。

(様式は、適宜とする。既に報告された部分又は実施のない個所はその旨記載すること。)

告発書様式

発 第 号
昭和 年 月 日
県 課勤務

警察署長
司法警察員
警 視（正） 殿

告 発 書

左記の者について、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法違反があると認められるから、関係書類を添えて告発する。

記

1. 被告発者

本籍
住居
職業
氏名
生年月日

2. 告発事実

（原則の内容にしたがい、なるべく具体的に記載すること。）

3. 適用法案

4. 証拠物件

平成 3年 6月28日
医事発第58号
各都道府県衛生担当部(局)長あて
厚生省健康政策局医事課長通知

医業類似行為に対する取扱いについて

近時、多様な形態の医業類似行為又はこれと紛らわしい行為が見られるが、これらの行為に対する取扱いについては左記のとおりとするので、御了知いただくとともに、関係方面に対する周知・指導方よろしく願います。

記

1 医業類似行為に対する取扱いについて

(1) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復について

医業類似行為のうち、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第12条及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第15条により、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の免許を有する者でなければこれを行ってはならないものであるので、無免許で業としてこれらの行為を行ったものは、それぞれあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第13条の5及び柔道整復師法第26条により処罰の対象になるものであること。

(2) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為について

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2により同法公布の際引き続き3か月以上医業類似行為を業としていた者で、届出をした者でなければこれを行ってはならないものであること。したがって、これらの届出をしていない者については、昭和35年3月30日付け医発第247号の1厚生省医務局長通知で示したとおり、当該医業類似行為の施術が医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象となるものであること。

2 いわゆるカイロプラクティック療法に対する取り扱いについて

近時、カイロプラクティックと称して多様な療法を行う者が増加してきているが、カイロプラクティック療法については、従来よりその有効性や危険性が明らかでなかったため、当省に「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」のための研究会を設けて検討を行ってきたところである。今般、同研究会より別添のとおり報告書がとりまとめられたが、同報告においては、カイロプラクティック療法の医学的効果についての科学的評価は未だ定まっておらず、今後とも検討が必要であるとの認識を示す一方で、同療法による事故を未然に防止するために必要な事項を指摘している。

こうした報告内容を踏まえ、今後のカイロプラクティック療法に対する取扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 禁忌対象疾患の認識

カイロプラクティック療法の対象とすることが適当でない疾患としては、一般には腫瘍性、出血性、感染性疾患、リュウマチ、筋萎縮性疾患、心疾患等とされているが、このほか徒手調整の手技によって症状を悪化する頻度の高い疾患、例えば、椎間板ヘルニア、後縦靭帯骨化症、変形性脊椎症、脊柱管狭窄症、骨粗しょう症、環軸椎亜脱臼、不安定脊椎、測彎症、二分脊椎症、脊椎すべり症などと明確な診断がなされているものについては、カイロプラクティック療法の対象とすることは適当でないこと。

(2) 一部の危険な手技の禁止

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいため、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

(3) 適切な医療受療の遅延防止

長期間あるいは頻回のカイロプラクティック療法による施術によっても症状が増悪する場合はもとより、腰痛等の症状が軽減、消失しない場合には、滞在的に器質的疾患を有している可能性があるので、施術を中止して速やかに医療機関において精査を受けること。

(4) 誇大広告の規制

カイロプラクティック療法に関して行われている誇大広告、とりわけがんの治癒等医学的有効性をうたった広告については、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第12条の2第2項において準用する第7条第1項又は医療法(昭和23年法律第205号)第69条第1項に基づく規制の対象となるものであること。

(別添 略)

事務連絡

平成14年11月19日

各労働局職業安定課

職業紹介 担当官 殿

厚生労働省職業安定局業務指導課

職業紹介係

あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆう に係る求人票の記載について

日頃より、職業紹介業務の推進に御尽力頂き感謝申し上げます。

さて、平成14年度全国職業安定主管課職業紹介関係担当補佐・係長会議において申し上げましたとおり、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうに係る求人票の記載について、関係者団体より法に基づいた適切な取り扱いを行うよう要請があり、今般、下記のようにとりまとめましたので、今後はこれに則り求人者・求職者の方への周知・指導に努めて頂きますよう、お願い申し上げます。

記

医師以外の者で、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを業としようとする者は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」(昭和22年12月20日法律第217号)において、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けなければならないと明記されている。

このため、職務内容が「あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゆうを行う」ことを明らかに想定している場合は、「必要な経験・免許資格等」欄に該当免許

が記載されていることが必須である。また、これらの職務については、「見習」という形で、実際にあん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを行うこともできないので、「あん摩マッサージ指圧師見習（無免許）」という求人は法律違反であり、受理できない。

なお、理容・美容師と同様に、室内清掃、処置室の準備等の補助業務を行うものについては、免許のない者を募集することができるが、この場合は、「～補助業務従事員」等の名称を用い、仕事の内容欄も違法な点がないか見直し、法律に見合ったものとなりうるよう修正させる等の指導を行い、求人者及び求職者に誤解のないよう取りはからうこと。

なお、求人者及び求職者より、さらに詳細な法令解釈に関する説明を求められた場合は、各保健所に問い合わせるよう指導すること。

(資料6)

医 発 第 1 8 6 3 号
昭和56年12月25日

サウナ浴場
マッサージクラブ 開設者 殿

福岡県衛生部長 酒井義昭

無資格者によるあん摩マッサージ及び指圧師等の行為について（通知）

このことについては、従前からあん摩・マッサージ及び指圧師の行為が無資格者によって行われることのないよう指導を重ねてきたところであります。

しかし、いまだに一部において無資格者によるマッサージ等の行為が行われているとのことであります。

無資格者によるこれらの行為は、違法な医療類似行為であることはもち論、県民の保健衛生上きわめて遺憾なことであり、とくに、本年は国際障害者年であり、障害者の職場の拡大と雇用の推進が重要な課題とされており、行政としての責務であるときだけに、無資格者のこれらの行為が、ひいてはその職域を狭める結果となるものであることから、これらを放置することはできません。

この点十分にご認識いただき、格別のご配慮をお願いするものであります。

おって、近々、実態調査を行う予定であります。違法行為に対しては、マッサージ等の業務の停止など厳しい処分もあり得ますので、疑問の点は保健所の指導により善処してください。